

第 1 回北極政策PT 総括

議題 1 「北極政策PTの趣旨」

1. 権益、国益の観点から、航行の自由に加え、科学技術において優位を有していることは、対価の面も含めて日本にとって国益であり、権益である、そして、航行については、海上輸送が99.6%を占めることから航路の確保は重要ではあるが、単に航路の確保だけではなく、造船業も含む海事産業の発達にも目配りしたものでなければならないということが挙げられた。

2. 国際社会の共通利益、一般利益という観点から、法の支配に加え、SDGsが世界で今目標とされており、とりわけ2019年の国連総会での日本からの発信に向けた取組を意識すべきである、これは今年度の重点施策としての意義でもあるという指摘があった。

3. 日本のプレゼンスという観点から、科学技術に対する日本の期待が大きく、それに応えることが日本のプレゼンスを維持し、高めるために必要であるという指摘があった。

4. 北極に関する施策が他の施策との連携を持つという観点から、制裁措置という現在の国際情勢を考慮し、北極における施策を立てるべきであるという指摘があった。

5. 第43回参与会議で工程表に具体的な目標を掲げることが必要であるという指摘があったが、その観点から日本の科学技術が世界においていかなるポジションを有しているか、そしていかなるポジション、もちろん第1位であることが望ましいが、それを目標と掲げることも一つの手段であるという指摘があった。

議題 2 「北極に関連する国連海洋法条約上の規定」

北極に関する国際秩序についてご議論を頂いた。航行の自由、法の支配を日本が原則として主張していくことは確かに重要であるが、同時に現在の秩序の中で、民間の活動によって資源確保が行われるのであれば、それは、経済効用であり、それ自体も国益であることに目を配らなければならないというご指摘があった。さらに、私企業による経済活動において、ポーラーコードの推進、すなわち航行の安全における秩序の推進という、秩序に対する貢献も行われているというご指摘があった。

議題 3 「研究開発に関する取組」

1. 日本の造船能力についての現状認識のご指摘があった。これは先ほどの海事産業の総体としての発展を目指さなければならないというご指摘にも結びついている。

2. AUVといった無人機器における技術開発においても日本の強みを生かしていくことを意識すべきであるとのご指摘と、そのための予算要求もなされているという御説明があった。

3. 人材育成という観点からも取り上げられる点ではあるが、研究船における乗組員の確保は引き続き意識していかなければならないというご指摘があった。

今回何人かの参与や有識者の皆様から、海の問題は常に全般を通して横串を通し、連携を意識して考えていかなければならないというご指摘があった。これは海全体について当てはまると同時に、北極についての施策相互間についても当てはまる。次回以降も関係する府省庁から、あるいは有識者の方から御説明を頂くことになるが、可能な範囲で、北極における他の施策、あるいは海洋における他の施策との連携という観点も盛り込んで頂くようお願いしたい。

第2回北極政策PT 総括

議題2「主要国の北極政策」

北極政策を策定するに際して諸国の対応に照らした日本の北極政策につきご議論頂いた。

1. 日本の政策決定という目的のために一層の検討・認識が必要である。そのためには、次の三つの要素が課題となる。第一に、「深く」、つまり具体的な措置にまで目を向け、国としての力や産業に目を向けた取引実績等の認識が必要である。第二に、「広く」ということで、本日は4カ国の取り組みをご紹介頂いたが、他の沿岸国を含め、グローバルな視点で広く検討・認識していく努力が一層望まれる。第三に、「きめ細やかに」ということで、ロシア側と、米国・カナダ側で北極海は違うわけだが、その相互関係はどうか、関係諸国のグルーピングによる日本の取り組みは考えられないのかという視点でのご指摘も頂いた。これら3つの要素でしめした3点は、日本の政策決定という目的のために一層の検討・認識が求められる。

2. 第1回PTより引き継いだことであるが、政府としての判断が求められると考える点について、当方(兼原主査)の意見も含めて申し上げる。一方で、北極政策においても、他の分野の政策と同様に、日本政府は「法の支配」を強調している。具体的なレベルでは、ロシアの国内措置が国際法に適合しているのかが不明確であることは、今回も前回も指摘・説明があった。事実、ロシアのヤマルプロジェクトをはじめ、民間企業はロシアのプロジェクトに参入し、それは日本にとり経済的な資源という観点から権益になっている。ロシアの立場を一面的に法の支配の観点から国際法違反であると批判することを目的とするだけでなく、日本という国の全体の国益からのバランスが必要であるという発言も頂いた。そのような判断は重要であり、1つの省庁で決定するものではなく、日本の国がどのように国益を考え、ロシアに対してどのような主張をするのか、ロシアのプロジェクトに参入する日本の民間企業に対して政府がどのような支援・スタンスをとるべきかなど

の問題は、国としての政策判断をするべきことと考える。

議題 3 「国際協力に関する取組」

1. 日本の協力を期待される事項についてである。これについて、2点の指摘があった。一つは、その事項は、多岐に亘ることであり、沿岸諸国の期待のみならず先住民のニーズにも沿ったものであることが必要であるとの指摘があった。もう一つは、多岐に亘る協力分野の中でも優先事項を意識する必要性が指摘された。例えば、日本はデータ・エビデンスの点で大きな強み・リーダーシップを有しており、シーレーン・資源が重要な事項であるという優先的な事項の指摘も頂いた。これが日本の協力を期待される事項についてのご意見である。

2. 国際協力の実施方法について、やはり、2点の指摘があった。

一つは、主体としては、政府につらなる府省庁に加え、民間も含めた実施主体である必要があり、そのための統合が必要であり、そのような統合は、工程表の着実な実施によって実現されるものと考えられる。そのような施策の実現のためには、北極 PT の検討対象を超えて、他の PT やスタディグループへの横へのつながりとして、人材育成という問題は北極 PT から参与会議に投げかけていかなければならないし、また技術という点での日本の取り組みを、科学技術に関するスタディグループに投げかけていかなければならないことが明らかにされた。

もう一つは、優先順位設定の重要性である。そのためには、スピード・タイミングをもって、先んじている・リーダーシップをとっている、という日本の立場を維持することが必要であり、そのためには、例えば予算における優先順位の決定、重点的な配分が必要になるというご指摘を頂いた。

今回の会合では、第 1 回 PT で了承されたように、おしなべて「総花的に」国際協力や日本の北極政策をご議論頂くだけが目的とはしなかった。あくまで具体的な日本の北極政策への提言ということを常に意識していきたいと思っており、そういう趣旨でご助言・ご説明をまとめさせて頂いた。

(了)